

▼「収入・もてなし」のつづき

区分	配当金				利子				賃貸料			
	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし
本人	2	0	1	19	5	0	0	17	2	1	1	18
配偶者	2	0	0	17	3	0	0	16	0	0	0	19
親族	0	0	0	27	1	0	0	26	0	0	0	27
合計	4	0	1	63	9	0	0	59	2	1	1	64

区分	謝礼金				その他収入				贈与		もてなし	
	10万円未満	10万円以上50万円未満	50万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	有	無	有	無
本人	0	0	0	22	2	3	8	9	0	22	0	22
配偶者	0	0	0	19	6	0	3	10	0	19	0	19
親族	0	0	0	27	2	2	2	21	0	27	0	27
合計	0	0	0	68	10	5	13	40	0	68	0	68

税等の納付状況

報告義務者本人22人/その配偶者19人/その親族27人/計68人

区分	人数	所得税					町県民税				
		10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者	10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者
本人	22	9	10	2	1	0	3	11	8	0	0
配偶者	19	3	0	1	15	0	4	0	1	14	0
親族	27	11	2	0	14	0	9	5	0	13	0
合計	68	23	12	3	30	0	16	16	9	27	0

区分	人数	固定資産税					国民健康保険税				
		10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者	10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者
本人	22	12	7	0	3	0	1	2	9	10	0
配偶者	19	5	0	0	14	0	3	0	0	16	0
親族	27	2	0	0	25	0	3	0	0	24	0
合計	68	19	7	0	42	0	7	2	9	50	0

区分	人数	軽自動車税					水道料				
		5,000円未満	5,000円以上1万円未満	1万円以上	該当なし	滞納者	5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上	該当なし	滞納者
本人	22	5	4	4	9	0	9	4	4	5	0
配偶者	19	2	4	0	13	0	0	0	0	19	0
親族	27	1	3	0	23	0	0	0	0	27	0
合計	68	8	11	4	45	0	9	4	4	51	0

区分	人数	公営住宅家賃					住宅新築資金等				
		20万円未満	20万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	滞納者
本人	22	0	0	0	22	0	2	0	0	20	0
配偶者	19	0	0	0	19	0	0	0	0	19	0
親族	27	0	0	0	27	0	0	0	0	27	0
合計	68	0	0	0	68	0	2	0	0	66	0

区分	人数	その他使用料				
		5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上	該当なし	滞納者
本人	22	0	2	0	20	0
配偶者	19	0	0	0	19	0
親族	27	1	0	0	26	0
合計	68	1	2	0	65	0



「資産報告書」と「意見書」は閲覧できます

資産金額や税の納付状況など、該当者個人別の詳細な資産報告書をご覧になりたい場合は、福智町にお住まいであれば閲覧することができます。役場3階総務課で申請後、4階の情報公開室をご覧ください。 問 役場総務課庶務係 ☎ 22-0555

▼資産報告書の掲載内容

地位・肩書き

報告義務者本人22人/その配偶者19人/その親族27人/計68人

区分	人数	地位および肩書き			
		現職		将来	
		有	無	有	無
本人	22	14	8	0	22
配偶者	19	2	17	0	19
親族	27	1	26	0	27
合計	68	17	51	0	68

（前ページ続き）↓れるので公正な政治倫理を求めて、これらの点は整備すべきである。ただし、条例改正は議決を要するので規則の改正から行っていくことが望ましい。

4 資産等報告書は、町民であれば福智町役場で閲覧が可能であるが、閲覧者が訪れることはまれである。より多くの人に報告書を見ていただくため、当審査会は、意見書および資産報告書のまとめを町広報紙に掲載する。

※以上の文章は、福智町政治倫理審査会（平野健会長、林勝馬副会長、木村幸子委員、加藤高弘委員、貞光節生委員）から提出された意見書を、ほぼ原文どおり掲載しています。



資産

報告義務者本人22人/その配偶者19人/その親族27人/計68人

区分	土地				建物				不動産に関する権利			
	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし
本人	8	6	3	5	10	8	1	3	0	0	0	22
配偶者	3	1	1	14	2	1	0	16	0	0	0	19
親族	1	0	0	26	2	0	0	25	0	0	0	27
合計	12	7	4	45	14	9	1	44	0	0	0	68

区分	預貯金				動産				信託			
	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし
本人	16	2	4	0	17	0	2	3	0	1	0	21
配偶者	13	2	1	3	7	0	0	12	1	0	0	18
親族	14	0	1	12	10	0	0	17	0	0	0	27
合計	43	4	6	15	34	0	2	32	1	1	0	66

区分	有価証券				ゴルフ会員権				貸付金			
	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし
本人	9	2	1	10	3	0	0	19	0	1	0	21
配偶者	4	0	0	15	0	0	0	19	0	0	1	18
親族	1	0	0	26	0	0	0	27	0	0	0	27
合計	14	2	1	51	3	0	0	65	0	1	1	66

区分	借入金				保証債務				貯蓄性保険			
	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし
本人	4	0	2	16	1	0	0	21	6	1	2	13
配偶者	0	0	0	19	0	0	0	19	2	1	0	16
親族	1	0	0	26	0	0	0	27	1	0	0	26
合計	5	0	2	61	1	0	0	67	9	2	2	55

収入・もてなし

報告義務者本人22人/その配偶者19人/その親族27人/計68人

区分	給与				報酬				事業所得			
	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし
本人	10	1	0	11	19	1	0	2	4	2	0	16
配偶者	1	0	1	17	0	0	0	19	0	0	0	19
親族	6	0	0	21	1	0	0	26	0	0	0	27
合計	17	1	1	49	20	1	0	47	4	2	0	62